

会 議 記 録

| | | | |
|------|---|--|-----------|
| 会議名称 | 「区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン」改定検討懇談会 第1回 | | |
| 日時 | 令和元年7月22日（月）19時00分から21時30分まで | | |
| 場所 | 分庁舎4階A・B会議室 | | |
| 出席者 | 委員名 | 駒沢女子短期大学 名誉教授 | : 福川 須美 |
| | | 千葉明德短期大学 保育創造学科 講師 | : 大村 あかね |
| | | 杉並区立杉並保育園 保護者 | : 加藤 友美 |
| | | 杉並区立杉並保育園 保護者 | : 宮崎 貴雅 |
| | | 杉並区立井荻保育園 保護者 | : 佐原 聡一郎 |
| | | 杉並区立井荻保育園 保護者 | : 三瓶 智沙登 |
| | | 杉並区立中瀬保育園 保護者 | : 藤原 千春 |
| | | 杉並区立中瀬保育園 保護者 | : 長津 明 |
| | 事務局職員 | 子ども家庭部長 | : 徳嵩 淳一 |
| | | 子ども家庭部保育課長 | : 武井 浩司 |
| | | 子ども家庭部保育施設支援担当係長 | : 樋口 拓哉 |
| | | 子ども家庭部 保育課 管理係長 | : 青木 博巳 |
| | | 子ども家庭部 保育課 事業計画調整係長 | : 有吉 俊輔 |
| | | 子ども家庭部 保育課 保育支援係長 | : 奥田 恵子 |
| | | 子ども家庭部 保育課 事業計画調整係 | : 庄子 隆史 |
| | | 子ども家庭部 保育課 事業計画調整係 | : 松本 光哉 |
| | | 子ども家庭部 保育課 事業計画調整係 | : 五十嵐 由香莉 |
| | | 子ども家庭部 保育課 事業計画調整係 | : 飯室 佑花 |
| 傍聴 | 5名 | | |
| 配布資料 | 当日 | 次第 | |
| | | 資料 1-① 検討部会名簿 | |
| | | 資料 1-② 改定検討懇談会名簿 | |
| | | 資料 2 杉並区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン改定に関する懇談会運営要綱 | |
| | | 資料 3 検討部会及び改定検討懇談会の進め方（案） | |
| | | 資料 4 「区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン」改定素案 | |
| | | 資料 5 「区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン(改定素案)」の改定内容一覧 | |
| | | 参考資料 1 「区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン」（平成28年度） | |
| | | 参考資料 2 公募要項（基本） | |
| | | 参考資料 3 公募要項様式集・参考資料（基本） | |
| 会議次第 | 1 改定検討懇談会委員自己紹介 2 検討組織及び今後の進め方（案）について 3 ガイドライン改定素案について 4 その他 | | |

開会の挨拶

1 改定検討懇談会委員自己紹介

各委員が資料1-②に基づき、自己紹介を行った。

2 検討組織及び今後の進め方(案)について

事務局が資料1-①、資料1-②、資料2、資料3に基づき、ガイドライン改定に係る検討組織について、及び今後の進め方(案)を説明した。

3 ガイドライン改定素案について

事務局が資料4～5、参考資料1、参考資料1～3に基づき、ガイドライン改定素案の説明をし、以下のとおり各委員から意見聴取した。

【主な意見】

1 「1 改定の趣旨」(P1)

○ガイドラインの目的には、いわゆるお上からの指示というようなトーンではなく、他自治体の例にあるように、「より良い事業者の参入を促すため」とか、「区民がきちんと理解するための資料として策定する」といった趣旨をしっかりと明記すべき。

○ガイドラインは、民営化に対する保護者の理解を得るために重要である。また、事業者の成長を促し、良いところを伸ばしていくことにつながると良い。

2 「3 基本的なスケジュール」(P4)

○区として、前々年度に民営化を決定した時点で、文書での通知だけではなく、保護者説明会を開催すべき。

3 「4 事業者の公募・選定」(P5)

○選定委員会では、企画提案書に記載する項目・内容及び各審査項目との関連性を十分検討し、評価する際の基準をより具体化・共通化すべき。

○杉並保育園の公募要項は、内容がまとまっているので、参考にすべき。

4 「【運営に関する条件】」(P7)

○あまり細かく規定すると、民間事業者の良さが最大限発揮できなくなる恐れがある。

5 「【近隣住民への対応等に関する条件】」(P8)

○近隣住民の理解・協力を得るための対応は重要であり、留意点等は具体的に記載すべき。

6 「5 運営事業者への引継ぎ」(P11～)

○努力義務か義務かをしっかりと明記すべき。

○引継ぎの基本方針には、例えば「丁寧に」との表現があるが、何をもちて丁寧とするのか不明である。

○引継ぎについて、どこまで区が責任を持つのか、はっきりさせるべき。

○引継ぎ計画は、事業者が作成したものを、区が確認の上、策定するのか。また、引継ぎスケジュールにある保護者説明会は誰が誰に行うのか。

○引継ぎに関する職員会議の内容や、一人の児童に対してどの程度の引継ぎを行ったのか、保護者に知らせてほしい。

7 「6 民営化後の区の支援等（3）継続した支援の取組」（P16）

- （3）－②の「巡回訪問・指導検査は引き続き行い」とは、具体的にいつまでか。
- 合同研修への積極的な参加を促すだけでは不十分であり、参加を必須とすべき。また、巡回訪問・指導検査等での助言内容も開示すべき。

8 その他

- ガイドラインには、良質な保育という視点での区の最低ラインと理想の姿が描かれるといい。
- 現在に比べて、今回のガイドライン（素案）は、各段に良くなっている印象である。
- ガイドライン（素案）には、この間、区へ直接メール等で意見した内容も反映されている。
- ガイドライン（素案）は、かなり丁寧に書き込まれており、懇談会での意見交換はポイントを絞ることにより、効率的に行うと良い。

4 その他

事務局が次回の日程や懇談会資料・議事録の公開について説明した。

今後のスケジュール

- 第2回検討部会（予定）：令和元年8月8日（木）9時30分～職員会館201会議室
- 第2回検討懇談会（予定）：令和元年8月23日（金）19時00分～第9会議室A・B